

京都市教育委員会教育長告示第7号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更するとともに、情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休室します。

平成17年7月19日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

1 開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
平成17年8月11日から同月16日まで	午前9時から午後5時30分まで

2 情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休室する日

臨時に休室する日	平成17年8月6日，同月13日，同月20日及び同月27日
----------	------------------------------

（総合教育センター研修課）